

**明石市市民参画条例の平成 23 年度運用状況に
関する意見書（案）**

平成 24 年 7 月

明石市市民参画推進会議

平成 23 年 4 月 1 日に、市民の市政への参画の機会を保障するとともに、市民参画の手法、手続等を定めた明石市市民参画条例（以下「条例」という。）が施行され、条例の運用状況などについて、市民の視点で評価し、条例の実効性を高めるために、明石市市民参画推進会議（以下「推進会議」という。）が平成 23 年 11 月に設置されました。

明石市においては、これまでも施策の推進に当たり、市民との意見交換などを行い、市民参画の推進の機会を設けてこられました。が、条例施行後、明石市の統一的なルールに基づいて市民参画への取組が行われるようになり、1 年が経過しました。

この度、平成 23 年度の市民参画手続の実施状況について報告を受けた内容について、当推進会議において検証しましたので、条例第 20 条第 3 項の規定に基づき下記のとおり提言します。

記

1 評価方法

市民参画手続の実施状況の評価に当たっては、条例第 8 条及び第 9 条に規定されている基本的事項に基づくとともに、第 11 条から第 18 条までに規定されている各市民参画手法の実施方法事項に基づいて全体評価を行いました。

さらに、対象事項について市民参画手続を実施する場合、実施が義務付けられている意見公募手続について、質的評価を行いました。

なお、評価に当たっては「条例の規定に基づき適切に手続を実施しているかどうか」「手続を実施した結果、有効に市民参画が行われているかどうか」などの視点に基づき評価を行いました。

《条例の規定事項》

基 本 的 事 項〔条例第 8 条及び第 9 条〕	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 複数の手法で実施するよう努めること。 ・ 適切な時期に適切な手法を選択すること。 ・ 市民に十分な情報提供を行うこと。（複数の公表方法、分かりやすい資料の公表など） 	
市民参画手法	実施方法事項〔条例第 11 条から第 18 条〕
意見公募手続 〔条例第 11 条〕	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象事項について必ず実施すること。 ・ 意見提出期間は、30 日以上設けること。 ・ 提出意見の検討結果を公表すること。
審議会等手続 〔条例第 12 条、 第 13 条〕	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民の幅広い意見が反映できるような委員構成に努めること。 ・ 男女の数は、そのいずれもが委員総数の 3 割を下回らないように努めること。

審議会等手続 (前ページ続き)	<ul style="list-style-type: none"> ・委員数は、20人以内となるよう努めること。 ・公募市民は、委員総数の2割以上となるよう努めること。 ・公募市民をどのように選考しているか。 ・委員名簿を公表すること。 ・会議を公開すること。 ・開催日の2週間前までに審議事項、日時などを公表すること。 ・会議録を公表すること。
意見交換会手続 〔条例第14条〕	<ul style="list-style-type: none"> ・開催日の2週間前までに議題、日時等を公表すること。 ・開催記録を公表すること。
ワークショップ手続 〔条例第15条〕	<ul style="list-style-type: none"> ・開催日の2週間前までに事案の内容、日時等を公表すること。 ・開催記録を公表すること。
公聴会手続 〔条例第16条〕	<ul style="list-style-type: none"> ・公述人としての意見の提出期間は、30日以上設けること。 ・開催記録を公表すること。
政策公募手続 〔条例第17条〕	<ul style="list-style-type: none"> ・提案の提出期間は、30日以上設けること。 ・提出された提案の検討結果を公表すること。
その他の市民参画手法 〔条例第18条〕	<ul style="list-style-type: none"> ・実施日の2週間前までに事案の内容、市民参画手法の名称・内容、日時等を公表すること。 ・実施結果等を公表すること。

2 評価の対象となる施策

条例第6条第1項及び第2項に規定されている事項について、平成23年度に市民参画手続を実施した施策を評価の対象としています。【図1】

【図1】市民参画の対象とする施策

第6条第1項 市民参画手続を実施する施策

市民の関心及び市民に与える影響その他内容を勘案し、市民参画が必要と認められるもの〔市長等が別途市民参画を求めるもの〕

第6条第2項 市民参画手続を実施しなければならない施策

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・市の憲章、宣言等の策定、変更、廃止 ・市の総合計画その他市政の基本的な事項を定める計画等の策定、変更、廃止 ・①市政の基本的な事項を定める条例、②義務を課す条例、③権利を制限する条例の制定、改廃 | <ul style="list-style-type: none"> ・広く市民が利用する大規模な施設で、規則に定めるものの設置に係る基本的な計画の策定、変更 ・市民の生活に重大な影響を及ぼすおそれのある制度、事業の策定、変更、廃止 |
|--|--|

3 平成 23 年度市民参画手続実施状況について

(1) 全体評価

① 全体総括

明石市全体としては、平成 23 年度は 12 施策（詳細は別紙「平成 23 年度明石市市民参画条例の運用状況報告（以下「状況報告」という）の P 1、2 のとおり）について 41 件の市民参画手続を実施しました。

なお、公聴会手続、政策公募手続は、実績がありませんでした。【表 1】条例第 8 条及び第 9 条に規定している基本的事項について、複数の市民参画手法を併用できていなかったものが 1 件ありました。

また、公表の方法として、2 つ以上の方法で行わなければなりません、結果等の公表の段階で 2 つ以上の方法を用いていないものが 9 件ありました。

当推進会議としては、複数の市民参画手法の併用に向け、努力義務ではありますが、条例の趣旨に沿った運用に一層心がけていただきたいと思います。

また、公表に当たっては、広く市民に情報を伝えるためにも、ホームページだけでなく、各市民センターや行政情報センターなどで閲覧可能にするなど、複数の方法で実施する必要があると考えます。

【表 1】市民参画手続実施状況

	市民参画手法							計
	意見公募	審議会等	意見交換会	ワークショップ	公聴会	政策公募	その他	
施策数	10 施策	10 施策	3 施策	1 施策	—	—	4 施策	12 施策 (※ 1)
実施件数	11 件	10 件	11 件	5 件	—	—	4 件	41 件 (※ 2)

※ 1 1 施策につき複数の手法を実施している施策がありますので、各市民参画手法の合計数とは一致しません。

※ 2 各市民参画手法に基づく手続の実施合計数は、41 件となっています。

② 各市民参画手法

ア 意見公募手続（詳細は別紙「状況報告」P 3）

平成 23 年度の意見公募手続は、10 施策で 11 件あり、意見総数は 2,240 件（意見者数 2,170 人）という結果になりました。そのうち 2,130 件は、広報紙の折込としてアンケート形式の意見公募を行ったもので、それを除くと 112 件でした。なお、提出意見を踏まえ修正を行ったものが 7 件ありました。

また、意見募集期間が 30 日未満のものは 2 件となっており、条例の期

間の定めにより留意した運用が望まれます。

イ 審議会等手続（詳細は別紙「状況報告」P 8～12）

平成 23 年度の審議会等手続は、条例第 6 条第 2 項に規定しているような、計画等の策定、変更や市民生活に重大な影響を及ぼす事業の策定、変更などに当たって手続を行ったものとしては 9 件（別紙「状況報告」P 8～12 の左端列 No. の左に「☆」がついている審議会）あり、これらについては、開催に当たって、すべて 2 週間以上の公表期間を設けていました。

この 9 件以外に、定例的に審議会等を設置・運営しているものが 70 件あり、平成 24 年 3 月 31 日現在で法律・条例に基づく審議会等が 45 件、規則・要綱に基づく審議会等が 34 件の計 79 件ありました。

当推進会議では、審議会等手続について、この 79 件の審議会等を対象に、P 1 から P 2 の事項に基づいて評価を行いました。

★ 委員の選任について

公募市民の割合、男女比など委員に関するものについて、基準の達成状況と未達成の主な理由は、【表 2】のとおりとなりました。

表 2 から、審議内容等の透明性を高めるうえで重要となる、公募市民を募集している審議会等が 25 件（31.6%）となっているほか、男女比の基準を達成している審議会等が 30 件（38.0%）となっていることがわかります。

このような結果を踏まえ、当推進会議の議論においては、「委員の選任に当たり、専門的な知識を有する委員に限るものが多いが、本当に専門的な知識を有する必要があるのか」「委員の男女比の目標達成に向け、所管課や地域団体及び関係団体等へ働きかける必要があるのではないか」という意見がでました。

当推進会議としては、今後、委員改選の際に、団体代表委員、地域選出委員、専門的な知識を有する委員の必要性を、再度慎重に検証するとともに、達成件数が半分以下という結果となった男女比の適正化に向けては、人材育成の面からも、団体代表として役職にこだわらず推薦してもらえるように働きかけることも必要だと考えます。

また、公募委員の割合を増やすために、次期の委員選任の際には委員構成を積極的に見直していく必要があります。さらに、募集時に会議を開催する時間帯等をより多くの市民が参加できるように設定するなど、市民が応募しやすくなるような工夫も必要です。

今後、各審議会において、手続を実施する際の規定事項の達成に向け、更なる努力を重ねることを期待します。

【表 2】委員に関する基準達成状況と未達成の主な理由

	基準	達成	未達成	未達成の主な理由
公募市民	委員総数の 2割以上	14件	11件	<ul style="list-style-type: none"> ・専門的な知識を有する委員に限る審議会が多いため ・選任期間の途中であり新たに公募することが困難なため
男女比	委員総数の 3割以上	30件	49件	団体代表の推薦委員に男性が多いため (役職に就いている方は男性が多い)
委員数	20人以内	72件	7件	法令で委員数を定めているため
委員名簿	公表可	59件	20件	審議の公平性・中立性を保持するため

★ 会議等の公開について

会議の公開、会議録の公表など、公表に関するものの状況については、【表 3】のとおりとなりました。

表 3 からは、会議の公開を可としている割合が 55.7%、会議録の公表を可としている割合が 58.2%となっていることがわかります。

開催に当たっては、ホームページや広報紙などの複数の方法で、適切な期間を設けて公表していることから、積極的に市民に周知し、情報提供に努めているといえます。

ただ、会議録の公表など、結果の公表については、その重要性が十分に理解されていないものがあるなど、意識が薄い面も見受けられ、当推進会議としては、今後、市民との情報共有を図るためにも、積極的に市民に周知していくことが必要だと考えます。

【表 3】会議の公開等に関する状況と不可等の主な理由

	可	公開等不可のもの		公開等可だが実績がないもの	
			主な理由		主な理由
会議の公開	44件	35件	個人情報を扱うため	8件	・会議内容が個人情報を扱った内容だったため
会議録の公表	46件	33件	個人情報を扱うため	13件	・審議内容の公平性・中立性を確保したため

ウ 意見交換会手続（詳細は別紙「状況報告」P4）

平成23年度の意見交換会手続は、3施策で11件あり、参加者253人、意見数98件という結果になりました。

3施策中2施策は、地区ごとに複数回開催している事例で、施策について趣旨や内容を丁寧に説明しようという担当課の高い意識は評価できます。

ただ、当推進会議の議論において、「意見交換会という手法でありながら、実際は事務局側の説明が中心で、市民との意見交換の時間が少なかった」という意見もあったことから、当推進会議としては、今後、意見交換会の進め方などについて精査し、より市民が意見を出しやすいものとする必要があると考えます。

エ ワークショップ手続（詳細は別紙「状況報告」P5）

平成23年度のワークショップ手続は、「（仮称）明石市協働のまちづくり推進条例の制定」について5回開催し、計119人が参加しました。開催に当たって、初回開催の2週間以上前に全5回分の開催予定を周知しているとともに、開催記録についてもホームページと各コミセンで公表しており、適切に実施されています。

ワークショップ手続は、協働のまちづくりの推進に非常に有効な手段であることから、今後も、適切な段階で効果的に活用していく必要があります。

オ その他（詳細は別紙「状況報告」P6）

その他として、アンケート実施が3件、市民会議（公募市民で形成され、計画案を検討する組織）の開催が1件あり、アンケートについては、3件で計20,972件の意見が提出され、提出率はそれぞれ53.4%、60.1%、70.7%で平均61.4%という結果となっています。

市民会議については、18人の参加で、そのテーマは第2次明石市環境基本計画の策定に向けたものでした。この計画策定に当たっては、市民会議以外にも様々参画手法を用いており、市民参画に対する担当課の高い意識がうかがえ、評価できます。

カ 市長懇談会（詳細は別紙「状況報告」P7）

特定の政策についての市民参画手法ではないものの、28小学校区ごとに地域の課題等について広く市民と意見交換を行う市長懇談会を開催し、延1,467人が参加し、852件の意見がありました。また、「こども」「防災」「中心市街地の活性化」「文化・スポーツ」「福祉」「健康」「産業」「環境」の8つのテーマについても、広く意見を聞く市長懇談会を開催し、延589人が参加し、264件の意見がありました。

このように、市民の声を直接聞く取組みは、市民参画を推進していくうえでも非常に意味のあることであり、評価できます。

条例に掲げられた市民参画手法だけでなく、それぞれの施策に有効と思われる手法を考え、多種多様な手法で実施することは、非常に有意義であるといえます。

(2) 質的評価

今年度は、意見公募手続について、手続を行った 12 施策のうち、①「明石市食育基本方針の見直し」、②「明石市高齢者いきいき福祉計画及び介護保険事業計画の策定」、③「明石市交通安全計画の策定」の 3 施策を取り上げて、意見の政策等への反映の仕方や、公表内容の分かりやすさなどについて、掘り下げて検証しました。

その結果、①については「具体的でわかりやすく、意見しやすい内容だった」という意見が、②については「介護保険料の値上げのためのデータの資料が多く説明が中心だった」という意見が、③については「資料が膨大で、かつ明石市として今後どうしたいかがわかりにくい内容だった」という意見がでました。

また、3 施策をまとめて、「意見募集の際の説明資料が分かりにくいので、市民が関心を持てるような出し方を考えるべき」「意見提出方法について、たくさんの方ができるように工夫した方がいい」という意見がでました。

以上のような意見を踏まえ、当推進会議としては、今後は、意見募集の際の資料を、市民にとって分かりやすいものとするとともに、市としての考え方を明確にしていくなど、より多くの市民が意見を出しやすくするために情報提供の方法を工夫する必要があると考えます。

4 更なる市民参画の推進に向けて

平成 23 年 4 月 1 日に条例が施行されましたが、条例に規定されている事項について達成されていない手続や、未達成の理由に「認識不足だった」というコメントが何点か存在していることから、市民参画の意識が十分に浸透しているとは考えにくい結果となっています。管理・監督職員だけでなく、実務を進める職員も、市民参画の重要性を理解し、より条例の趣旨に基づいた市民参画の運用が求められます

今後は、市としての説明責任を果たし、市民との情報共有を図るため、施策を実施する際には、適切な時期に適切な方法で市民の意見を聞き、その後の取

組に反映していくことが求められます。

さらに、政策決定過程での市からの積極的な情報発信は、市政の透明性につながるるとともに、市民自らが市政に関心を示し、市民の自治意識の向上につながることも考えられます。

なお、明石市自治基本条例にも規定されている住民投票条例については、参画の有効な手段の一つであるので、条例化に向けて引き続き検討する必要があります。

5 おわりに

今後、市民参画のさらなる推進を図るためには、市民が、自らが住んでいる明石のまちづくりに積極的に参画する意識を持つとともに、市政に対して市民が参画しやすい環境を作りあげていくことが求められています。

市民参画は、市民と市のどちらか一方だけが努力したから進むものではなく、双方が手を携えて取り組んでいくことで、推進していくものです。

そして、市民参画に継続して取り組んでいくことが、明石をより住みやすく、幸福を感じ取れるまちを築きあげていくことにつながっていくはずです。

当推進会議が、市民参画の推進に少しでも役に立てば幸いで、今後も委員一同見守っていきたいと思います。

最後に、明石市において、より市民参画の機運が高まり、市民と市のパートナーシップが強固なものとなり、発展していくことを期待します。

平成 24 年 7 月 日

明石市市民参画推進会議
会長 角 松 生 史

<参 考>

明石市市民参画推進会議委員名簿

(任期：平成23年11月28日から平成25年11月27日まで)

職務	氏 名	所属・役職	選任区分	備考
委員	かどまつ なるふみ 角松 生史	神戸大学大学院法学研究科 教授	学識経験者	会長
〃	くぼ はるか 久保 はるか	甲南大学法学部 准教授	学識経験者	副会長
〃	あかき ひろむ 赤木 紘	公募市民	公募市民	
〃	おおはら えみこ 大原 笑子	公募市民	公募市民	
〃	くわはら いさお 桑原 功	あかし市民活動団体協議会 会長	市民活動団体代表 (分野型)	
〃	すぎもと ともこ 杉本 智子	公募市民	公募市民	
〃	たかぎし よしこ 高岸 益子	NPO 法人フルーツバスケット 理事長	市民活動団体代表 (分野型)	
〃	たけひさ えいいち 武久 榮一	明石市連合自治協議会 会長	市民活動団体代表 (地縁型)	
〃	もりかわ のりこ 森川 乃梨子	公募市民	公募市民	
〃	やまもと ようこ 山本 洋子	明石市ボランティア連絡会 会長	市民活動団体代表 (分野型)	

計10名

(敬称略、五十音順)